工事費負担金契約書に記載すべき事項について

（参考）

・各社マターの様式のため、必要に応じ加除修正を行った上で、用いるものである。

　●●株式会社（以下，「甲」といいます。）と●●電力株式会社（以下，「乙」といいます。）との間に●●契約に係る設備工事を施工することについて次のとおり契約を締結します。

第 １ 条　甲の●●契約申込内容は次のとおりとします。

 発　電　場　所：

 受　電　地　点：

 受　電　電　圧：

 契　約　種　別：

 契　約　電　力：

第 ２ 条　前条の甲の●●契約申込に対する，混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下，「混雑緩和プロセス」といいます。）は以下のとおり。

混雑緩和プロセス名称　　：●●●●エリアにおける混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス

（以下，「本プロセス」といいます。）

混雑緩和プロセスの公表日：

第 ３ 条　第１条の甲の●●契約申込に対して，乙は次の工事を行ないます。

　　　　　工　 事　 概　 要 ：

 工事着手予定年月日：202X年　月　日

第 ４ 条　工事費負担金契約（以下，「本契約」といいます。）により施設した電気供給設備は，乙の所有とします。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．本件工事で乙が施設する供給設備は乙の所有とし、当該設備の管理、補修は乙の責に任ずるものとします。 |

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．本件工事により乙が施設した設備の所有権は、甲及び関係事業者の負担額の多寡にかかわらず、乙に帰属するものとします。 |

第 ５ 条　甲の申込により乙が施設する工事について，甲は乙の託送供給等約款による工事費負担金

金○○，○○○，○○○円（うち消費税等相当額○○，○○○，○○○円）を乙に支払います。

　　　　　支払期日は，202X年　月　日とします。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２． 乙は、甲の工事費負担金から乙の託送供給等約款による保証金の合計額を差し引いた金額○○○，○○○，○○○円（うち消費税等相当額○○，○○○，○○○円）を本契約締結後速やかに請求し、甲はこれを支払うものとします。 |

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．本件工事施工に伴う甲の工事費負担金は、２０２Ｘ年●月●●日実施の託送約款に定めるところに従い次のとおりとし、乙は甲からその全額を納入後、すみやかに工事に着手するものとします。 |

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例第●条　乙は、本件工事に着手した後、甲及び関係事業者の発電事業の中止（乙との間で締結した工事費負担金その他連系に関する契約の解除を含む。）、その他工事内容に影響を与える特段の事情により、入金済みの工事費負担金補償金及び工事費負担金では本件工事の費用が充足しないことが判明した場合、本件工事を中断し、不足分の工事費負担金補償金及び工事費負担金の支払いが完了したことを確認した後、本件工事を再開するものとします。２　乙は、前条及び前項に定める本件工事の着手、中断及び再開等により甲に生じた損害等について賠償の責めを負わないものとします。 |

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例第●条　○年○月○日付で締結した工事費負担金補償契約の効力発生日以降、関係事業者の発電事業の中止（乙との間で締結した工事費負担金その他連系に関する契約の解除を含む。）、その他工事内容に影響を与える特段の事情により、甲及び関係事業者の入金済みの工事費負担金補償金及び工事費負担金では共同負担工事の工事費が充足しないことが判明した場合、乙は、甲及び関係事業者に対し、その事実を通知します。２　乙は、甲及び関係事業者の発電設備の最大受電電力の比率に基づき算定した見直し後の工事費負担金を甲及び関係事業者に説明し協議のうえ、これを変更するものとします。但し、他の辞退者（「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に定められる辞退扱いとなった者）の発生により、工事費負担金が変更となる場合、変更後の工事費負担金が甲の負担可能上限額以下であれば、乙から甲への通知により、第５条の工事費負担金を変更するものとします。３　前項の変更後、乙は甲及び関係事業者に対して補正後の工事費負担金（既に工事費負担金を申し受けている場合は、その金額との差額とする。）を請求し、甲及び関係事業者がこれを支払うものとします。４　工事費負担金を補償する義務を負う系統連系希望者から工事費負担金補償金の支払いがあった場合、乙は前項の関係事業者に対して、工事費負担金（追加分）の額に応じ、返金します。 |

第 ６ 条　前条の工事費負担金は，工事落成後過不足精算するものとします。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．消費税および地方消費税の税率が変更された場合で，工事落成日が税率の変更後となるときは，前条に定める金額によらず，工事落成日において適用されている税率　にもとづき算定した金額を工事費負担金とし，前項により工事費負担金を精算するもの　といたします。３．工事費負担金対象工事の工事完了後、本件共用設備に新規利用事業者があった場合で、本件共用設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除く。）に新規利用事業者があった場合、乙は、乙の託送供給等約款に基づき工事費負担金対象工事の使用開始当初から、本件共用設備を新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金（以下「新規利用事業者の工事費負担金」という。）を、甲が乙に支払った工事費負担金（本条第１項に定める精算を行った場合は、精算後の金額をいう。本項において同じ。）を上限として、甲に返金します。但し、甲以外に、工事費負担金対象工事に関し、工事費負担金を支払った混雑緩和希望者等及び工事費負担金補償金を支払った混雑緩和希望者等がいる場合には、支払った工事費負担金及び工事費負担金補償金（新規利用事業者が利用する送電系統の工事費負担金対象工事に係る部分に限る。）の額に応じて按分した額を、甲に返金します。なお、新規利用事業者の工事費負担金に係る精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに４月乃至翌３月分をまとめて３月末までに１回実施するものとします。 |

第 ７ 条　第３条による工事着手後において，甲が第１条の申込を取消または変更した場合，あるいは使用を延期したため乙に損害を生じた場合は，甲はその費用を乙に弁償するものとします。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．第３条による工事着手後において，甲が第１条の申込を取消または変更した場合，あるいは使用を延期したため乙に損害を生じた場合は，甲は設置した供給設備の撤去費用および原状回復費用等、乙の要した費用の実費を乙に支払うものとします。 |

第 ８ 条　甲が第１条の申込を取消した場合，本契約は失効し，第５条の工事費負担金に充当される乙の託送供給等約款による保証金に相当する額は返還しないものとします。

第 ９ 条　他の辞退者の発生により，工事費負担金が変更となる場合，変更後の工事費負担金が甲の負担可能上限額以下であれば，乙から甲への通知により，第５条の工事費負担金を変更するものとします。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．前項により工事費負担金が変更となる場合、甲と乙の間で再度、契約を締結するものとします。 |

第 １０ 条　本プロセスの完了前に，甲が甲の辞退によらず甲の負担金可能上限額を超過するなどして辞退扱いとなった場合，乙から甲への通知により，本契約は失効するものとします。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの責めを負うことなく、ただちに本契約を解除します。① 破産手続開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき② 本発電設備における発電事業の継続ができなくなったとき③　甲が本契約に定める義務を履行しない場合において、乙が催告を行ってもなお、相当期間内に当該義務の履行が行われないとき④　反社会的勢力となったとき、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行ったとき |

第 １１ 条 本契約に関する訴訟については，○○地方（もしくは簡易）裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

２．本契約は，すべての点で日本法にしたがって解釈され，法律上の効力が与えられるものとします。

３．本契約は，日本語のみによるものとし，他の言語によるいかなる翻訳も参考のためのみであって，当事者を拘束するものではありません。

第 １２ 条　本契約に定められていない事項については，乙の託送供給等約款によります。

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例２．乙が約款を変更する場合には，工事費負担金その他この契約書記載の条件は，変更後の約款によります。 |

|  |
| --- |
| 【追加条項の例】※一般送配電事業者の契約書の現状を踏まえた例第●条　前記各条に定めのない事項については、託送約款によることとし、託送約款に定めのない事項については、甲・乙にて協議を行い定めるものとします。 |

上記契約締結の証として本書２通を作成し，甲乙各その１通を保有します。

 202X年　月　日

 （甲）

 （乙）